

中古機械・装置の貸付けに関する基準

平成 27 年 4 月 3 日 27 環機第 354 号 制 定

畜産高度化支援リース事業実施要領(平成 22 年 5 月 28 日環機第 448 号。以下「実施要領」という。)に基づき、中古機械及び装置を貸し付ける場合は、実施要領に定めるもののほか、この基準により定めるところによる。

第1 貸付対象となる中古機械及び装置の範囲及び貸付期間

貸付対象となる中古機械及び装置(以下「中古機械等」という。)の範囲及び貸付期間は、別表 1 から別表 3 に掲げるものとする。

なお、貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、延長することができる。延長することができる期間は、原則として、別表 1 から別表 3 の貸付期間の 100 分の 120 に相当する年数(理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数)までとし、1 年未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

第2 借受者の範囲等

借受者となることができる者は、実施要領の第 1 の 2 の (1)、(2) 及び (3) に定めるものとする。ただし、間接リース方式により、借受団体、転貸借受団体等になる団体等は、古物営業法(昭和 24 年 5 月 28 日法律第 108 号)に基づく古物商許可証を取得していなければならない。

第3 貸付料

中古機械等の貸付料については、実施要領による。ただし、附加貸付料は、全て基準料率によるものとする。

第4 貸付けの申請

中古機械等の貸付けの申請は、実施要領第 9 による。

貸付申請者は、貸付申請書の添付書類等として、実施要領第 9 の 3 の (3) に規

定する見積書、カタログ、設計図面もしくはそれに準ずる書面のほか、販売業者が有する古物商許可証の写し及び別紙「中古機械等の評価書」を提出するものとする。

第5 貸付機械等の検収

中古機械等の検収については、実施要領及び畜産環境整備機構貸付施設等検収要領(平成20年9月29日20環機第837号)に基づき行うものとする

第6 動産総合保険及び保証保険の取扱い

中古機械等に係る動産総合保険及び保証保険の取扱いは、実施要領に基づくものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月3日から施行する。

平成 年 月 日

中古機械等の評価書

会社名
住所
電話番号
担当者名

印

中古機械等の名称	トラクター
製造業者	〇〇〇株式会社
銘柄	△△△
形式	VCM-II
機械製造番号等	0005-AA6669-88888
製造(輸入)年月日	平成26年3月1日
使用履歴	平成26年5月17日～12月31日の5カ月間にわたって使用。 使用時間数(アワーメーター):300時間
点検整備状況	良好
メンテナンス体制	〇〇〇株式会社□□□営業所対応
新品時の販売価額 (消費税抜)	5,000,000 円
中古品機械等の価額 (消費税抜、見積金額)	3,500,000 円
その他	新品同様の状態 保証期間6カ月間

注) 本評価書は販売業者が記入する。

別表1

中古の貸付機械等及びその貸付期間

経営リース

(1) 家畜ふん尿処理関連機械等

(単位:年)

項目	品目	新品の 貸付期間	耐用年数の 全部を経過 した機械等 の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間						
				経過年数/貸付期間						
				1	2	3	4	5	6	7
ふん尿処理機械・装置	発酵機(装置)、攪拌乾燥機(装置)、火力乾燥機、送風機(装置)、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7	2	6	5	4	3	3	2	
運搬用機具	フロントローダー、フォークリフト、コンペアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー	7	2	6	5	4	3	3	2	
	トラック	5	2	4	3	2	2			
	ダンプカー、軽自動車	4	2	3	2	2				
散布機	マニアスプレッター、バキュームカー(けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスタ、レインガン	7	2	6	5	4	3	3	2	
作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレップパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7	2	6	5	4	3	3	2	
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7	2	6	5	4	3	3	2	

(2) 飼料の生産、給与関連機械等等

		新品の 貸付期間	耐用年数の 全部を経過 した機械等 の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間						
				経過年数/貸付期間						
				1	2	3	4	5	6	7
飼料作物生産・調整用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベラー、テッター、ヘーメカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、栽培管理用機械	7	2	6	5	4	3	3	2	
飼料調整用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置	7	2	6	5	4	3	3	2	
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7	2	6	5	4	3	3	2	
	トラック	5	2	4	3	2	2			
	ダンプカー、軽自動車	4	2	3	2	2				

(3) 家畜飼養管理等関連機械等

項 目	品 目	新品の 貸付期 間	耐用年数の 全部を経過 した機械等 の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間						
				経過年数/貸付期間						
				1	2	3	4	5	6	7
家畜管理機械・装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置、バルククーラー、牛床マット、スタンション、噴霧機(装置)、洗浄機(装置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、秤量機、発情発見機、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、エコフィード給餌システム	7	2	6	5	4	3	3	2	

注 1 本表の貸付期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2の耐用年数から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付機械等に基づき別途定めるものとする。

中古の貸付機械等及びその貸付期間

食肉リース

(1) 食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な関連機械等

(単位:年)

項目	品目	新品の貸付期間	耐用年数の全部を経過した機械等の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間										
				経過年数/貸付期間										
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6	2	5	4	3	2	2						
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8	2	7	6	5	4	4	3	2				
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2			
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2			
惣菜用機械	串刺機、ポイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オープン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2			
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4	2	3	2	2								
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5	2	4	3	2	2							
計量用機械	自動計量機	5	2	4	3	2	2							
経営管理用機械	コンピュータ	4	2	3	2	2								
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5	2	4	3	2	2							

項目	品目	新品の 貸付期間	耐用年数の 全部を経過 した機械等 の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間									
				経過年数/貸付期間									
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置(小型)、脱臭装置(大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7	2	6	5	4	3	3	2				
	貯留槽(FRP)、浄化槽(FRP)	10	2	9	8	7	6	6	5	4	3	2	
その他	ショベルローダー	7	2	6	5	4	3	3	2				
	室内運搬機	4	2	3	2	2							
	シンク、作業台	5	2	4	3	2	2						
	作業場用空調機	6	2	5	4	3	2	2					
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2		

(2)食肉処理等関連
機械等

項目	品目	新品の 貸付期間	耐用年数の 全部を経過 した機械等 の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間									
				経過年数/貸付期間									
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
保管用機械・装置	冷凍冷蔵庫(冷凍機一体型)、ストッカー、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機一体型)	6	2	5	4	3	2	2					
	非冷蔵ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8	2	7	6	5	4	4	3	2			
	冷凍冷蔵庫(冷凍機外付型)、冷凍冷蔵ショーケース(冷凍機外付型)冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2		

項目	品目	新品の 貸付期間	耐用年数の 全部を経過 した機械等 の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間									
				経過年数/貸付期間									
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2		
惣菜用機械	串刺機、ポイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オープン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2		
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4	2	3	2	2							
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車(車台)、冷蔵・冷凍車(コンテナ)、牛枝肉懸垂車	5	2	4	3	2	2						
計量用機械	自動計量機	5	2	4	3	2	2						
経営管理用機械	コンピュータ	4	2	3	2	2							
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5	2	4	3	2	2						
と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングベン、ランディングマシン、スタンニングガン、殴打式スタンニングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髓吸引装置、脊髓除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリューコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ポイル装置、副生物冷却用製氷機	10	2	9	8	7	6	6	5	4	3	2	
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置(小型)、脱臭装置(大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7	2	6	5	4	3	3	2				
	貯留槽(FRP)、浄化槽(FRP)	10	2	9	8	7	6	6	5	4	3	2	

項目	品目	新品の 貸付期間	耐用年数の 全部を経過 した機械等 の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間									
				経過年数/貸付期間									
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
その他	ショベルローダー	7	2	6	5	4	3	3	2				
	室内運搬機	4	2	3	2	2							
	シンク、作業台	5	2	4	3	2	2						
	作業場用空調機	6	2	5	4	3	2	2					
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2		

注 1 本表の貸付期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2の耐用年数から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付機械等に基づき別途定めるものとする。

別表3

中古の貸付機械等及びその貸付期間

生乳リース

(単位:年)

項目	品目	新品の貸付期間	耐用年数の全部を経過した機械等の貸付期間	耐用年数の一部を経過した機械等の貸付期間														
				経過年数/貸付期間														
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
ミルクタンクローリー及びミルクタンクコンテナ等	ミルクタンクローリー(車台、タンク、メータ)	5	2	4	3	2	2											
	ミルクタンクトレーラー(ヘッド)	4	2	3	2	2												
	ミルクタンクトレーラー(車台、タンク、メータ)	5	2	4	3	2	2											
	ミルクタンクコンテナ	7	2	6	5	4	3	3	2									
	ソフトタンク(タンク)	3	2	2	2													
	ソフトタンク(洗浄装置)	15	3	14	13	12	11	11	10	9	8	7	7	6	5	4	3	
貯乳冷却施設	機械器具	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2							
	汚水処理施設の機械器具	7	2	6	5	4	3	3	2									
オートサンブラ		5	2	4	3	2	2											
滅菌貯乳施設	機械器具	9	2	8	7	6	5	5	4	3	2							
情報通信機器		5	2	4	3	2	2											
保冷車		5	2	4	3	2	2											
冷蔵機能付輸送車		5	2	4	3	2	2											
宅配専用車		3	2	2	2													
経営管理機器		6	2	5	4	3	2	2										
販売機器	自動販売機、冷凍ショーケース	6	2	5	4	3	2	2										

注 1 本表の貸付期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2の耐用年数から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付機械等に基づき別途定めるものとする。